

平成22年 2 月

岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成22年 2 月16日

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第 1 号

平成22年 2 月16日（火）

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 広域連合長あいさつ
- 第 5 一般質問
- 第 6 議案第 1 号 岩手県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 2 号 岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 3 号 岩手県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第 9 議案第 4 号 平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 3 号）
- 第10 議案第 5 号 平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
- 第11 議案第 6 号 平成22年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第12 議案第 7 号 平成22年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

本日の会議に付した事件

上記日程のとおり

出席議員（29名）

1 番 濱 欠 明 宏 君

2 番 佐 藤 正 倫 君

4番 佐藤 ケイ子 君
6番 平田 武 君
8番 小野寺 昭一 君
10番 山本 賢一 君
13番 伊藤 明彦 君
15番 平子 忠雄 君
18番 岩部 茂 君
21番 水野 英哉 君
23番 民部田 幾夫 君
25番 粒来 富雄 君
27番 早川 久衛 君
30番 畠山 直人 君
32番 吉田 秀一 君
35番 上机 莞治 君

5番 長門 孝則 君
7番 守谷 祐志 君
9番 中上 一登 君
12番 佐々木 幸夫 君
14番 秋元 厚子 君
16番 中崎 和久 君
19番 牧野 茂太郎 君
22番 野崎 重太 君
24番 川原 清 君
26番 田村 繁幸 君
28番 千田 力 君
31番 武田 平八 君
33番 佐藤 孝悟 君

欠席議員（5名）

11番 伊藤 彬 君
20番 渡辺 忠 君
34番 畠山 博 君

17番 田中 義一 君
29番 山崎 幸男 君

説明のため出席した者

広域連合長 谷藤 裕明 君
事務局長 川口 展世 君
業務課長 及川 重彦 君
会計管理者兼
会計室長 太田代 充章 君

副広域連合長 稲葉 暉 君
総務課長 佐藤 隆治 君
システム対策
室長 佐藤 郁夫 君

職務のため出席した者

議 会 書 記 古 川 伸 也 君 議 会 書 記 藤 原 佳 奈 子 君
議 会 書 記 岩 間 裕 美 君

開会 午後 2時20分

開会及び開議の宣告

議長（佐々木幸夫君） これより平成22年2月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

本日の出席議員は29名であります。欠席の通告は、伊藤彬君、田中義一君、山崎幸男君、畠山博君、渡辺忠君及び欠員1名となっております。

定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長（佐々木幸夫君） 最初に、諸般の報告をします。

監査委員から例月出納検査の結果報告3件があります。お手元に資料を配付しておりますので、ご了承を願います。

議事日程の報告

議長（佐々木幸夫君） これより本日の議事日程に入ります。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号により進めます。

議席の指定

議長（佐々木幸夫君） 日程第1、議席の指定を行います。

市町村の固定した議席とするため、議席を議長において指定します。

その議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

佐藤書記長。

議会書記長（佐藤隆治君） 議席番号1番濱欠明宏議員、2番佐藤正倫議員、3番花巻市選出議員、4番佐藤ケイ子議員、5番長門孝則議員、6番平田武議員、7番守谷祐志議員、8番小野寺昭一議員、9番中上一登議員、10番山本賢一議員、11番伊藤彬議員、12番佐々木幸夫議員、13番伊藤明彦議員、14番秋元厚子議員、15番平子忠雄議員、16番中崎和久議員、17番田中義一議員、18番岩部茂議員、19番牧野茂太郎議員、20番渡辺忠議員、21番水野英哉議員、22番野崎重太議員、23番民部田幾夫議員、24番川原清議員、25番粒来富雄議員、26番田村繁幸議員、27番早川久衛議員、28番千田力議員、29番山崎幸男議員、30番畠山直人議員、31番武田平八議員、32番吉田秀一議員、33番佐藤孝悟議員、34番畠山博議員、35番上机莞治議員、以上であります。

会議録署名議員の指名

議長（佐々木幸夫君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、1番 濱欠明宏君、4番 佐藤ケイ子さんの2名を指名します。

会期の決定

議長（佐々木幸夫君） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日1日としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（佐々木幸夫君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は1日と決定しました。

広域連合長あいさつ

議長（佐々木幸夫君） 日程第4、広域連合長あいさつであります。

谷藤広域連合長。

広域連合長（谷藤裕明君） 平成22年2月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月施行以来1年10カ月が経過し、第1期財政運営期間も残すところ2カ月となっております。

昨年9月に政権が交代いたしました。3党連立政権合意や民主党マニフェスト等を踏まえて、本制度の廃止と新たな制度構築の検討が進められております。国におきましては、新たな制度の具体的なあり方を検討するため高齢者医療制度改革会議を設置いたしまして、いろいろな角度から検討が行われております。新たな制度創設に当たっては、高齢者はもとより、市町村をはじめさまざまな関係者の理解が得られることが重要であり、幅広く国民の信頼と納得が得られる制度となるよう期待しているところであります。当広域連合といたしましても、県や市町村、関係団体と連携を深めながら、より良い制度が構築されますよう引き続き努力してまいりたいと存じております。

今年度は、平成22年度、23年度の第2期財政運営期間の保険料率を改定する年度であります。医療給付費、被保険者数の増加や診療報酬改定など、保険料率の上昇要因が挙げられる中で、国からは被保険者に不安や混乱を生じさせないため、保険料の増加を抑制するよう要請されているところであります。保険料率の抑制対策を何ら講じない場合には、保険料は全国ベースで約14.2%上昇すると見込まれておりますが、当広域連合におきましては、後期高齢者医療特別会計の剰余金を活用して、均等割額3万5,800円、所得割6.62%の現行の保険料率を維持してまいりたいと存じているところであります。

本日は、広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例、

後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例と、広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関する承認、平成21年度一般会計及び後期高齢者医療特別会計補正予算と、平成22年度一般会計及び後期高齢者医療特別会計予算の7件の議案をご提案申し上げますので、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

一般質問

議長（佐々木幸夫君） 日程第5、一般質問を行います。

質問を許します。

佐藤ケイ子さん。

4番（佐藤ケイ子君） 北上の佐藤ケイ子でございます。

先ほど、オリンピックで、スピードスケート500メートル男子、銀メダル、銅メダルを日本が獲得したというニュースが入ってまいりました。本当にみんなで喜び合いたいというふうに思っています。

さて、昨年夏の総選挙によりまして政権交代が行われ、3党連立政権合意及び民主党のマニフェストを踏まえて、後期高齢者医療制度の廃止方針が明確になりました。厚生労働省では、高齢者医療制度改革会議を設置し、平成22年度中に新制度を検討、平成23年度で法案提出、その後、2年間かけて移行作業を行い、平成25年度、2013年度から新制度移行というスケジュールに向って検討が始まったということでございます。医療制度の今後については紆余曲折も予想されますが、ともによりよい制度になるよう声を上げていきたいものだと思うところです。

そこで、当面の制度課題、医療費の状況、収納状況の3項目について質問をいたします。まず、現行制度のさまざまな課題については、厚生労働省から解消策が提示されておりますので、どのように取り組むのか、3点をお伺いいたします。

まず、資格証明書について伺います。

資格証明書は原則交付しないこととし、交付した場合にはその事案の概要公表と厳格な運用を徹底することになりましたが、県内の状況はどのようになっているのでしょうか。あわせ

て、短期保険証の発行状況を伺います。

次に、人間ドック助成について伺います。

後期高齢者医療制度の発足を契機に、多くの市町村が助成をとりやめたことから、国からの補助制度を周知し助成を再開するよう厚生労働省が要請をしたということです。そこで、県内市町村の取組状況と今後の各市町村の実施傾向をお知らせください。

次に、健康診査について伺います。

高齢者の健康診査が努力義務とされた中で、受診率が低下したと言われております。全国の実受診率は、平成19年度は26%だったものが、後期高齢者の制度が始まった平成20年度は21%に低下したため、各広域連合で受診率向上計画を策定し、取り組みを進めることとなったようです。そこで、当広域連合はどのように取り組むのか、計画を伺います。

2点目は、医療費の状況と医療格差についてです。

通告書の要旨では、市町村ごとの医療費の公表をというふうに記載しておりましたけれども、決算資料をもう一度確認いたしましたところ掲載されておりましたので、一部割愛して質問させていただきます。

そこで、平成20年度決算の資料によりますと、県内1人当たりの年間医療給付費は59万5,526円でした。70万円を超えている市町村は、高いほうから、矢巾町、雫石町、盛岡市、滝沢村でした。また、40万円台の市町村は、低いほうから、野田村、九戸村、田野畑村、藤沢町、普代村、久慈市、岩泉町でした。この状況をどう分析すればいいのでしょうか。医療費が低いところは、予防事業にも力を入れているから医療費がかからないのでしょうか。私は、地域的に医療体制が不十分であり、医者にかかりたくてもかかれないという医療格差があるのではないかと考えてなりません。

保険制度は相互扶助であり、特に人口の少ない市町村では1人の医療費次第で保険財政を大きく変動させてしまうため、広域連合でお互いに負担し合うという意味は理解いたします。しかし、人口の多いところが少ないところをカバーし、財政力の強いところが弱いところをカバーしながら制度が運営をされるなら相互扶助の精神が働きそうですが、どうもそうではなく、医師にかかりたくてもかかれない地域の負担感が大きく、どちらかという都市部が恩恵を受けているのではないかと、釈然としない思いを私は持っております。

県内の医療格差を是正することが一番大切なわけですが、現実的にはかなり困難です。ならば、医療格差に応じた保険料の配慮や予防活動に努力しているところ、収納率確保に取り組んでいる市町村に、何らかの優遇があってもいいのではないかと考えるものです。私の考え

は短絡的と言われるかもしれませんが、広域連合として、医療格差や財政力の違いを乗り越えた相互扶助の精神と保険料のあり方についてご見解をお伺いします。

3点目は、収納状況について伺います。

平成20年度決算の資料によると、最終的な収納率は99.2%となり、当初の目標だった98.5%を上回ったことは、高齢者のまじめな生き方が垣間見えると思えました。また、年金天引きへの不満が表面化し、普通徴収の拡大など変更が行われ、複雑になった割には高い収納率だったことは、市町村の徴収努力の表れだと思えます。北上市でも専任の非常勤職員を雇用し、未納者への連絡をとりながら、滞納が長期固定化しないように努めているということでした。このように、各市町村では努力はしているものの、県全体の未収額が5,800万円ということや、一方で、まじめな納税者が抜けた後の国保税の収納率低下も気になるところです。

さて、昨年度の市町村ごとの収納率については、決算資料では公表されていないため、収納率の高いところ低いところなど特徴的な違いがあるのかないのか把握できませんでした。

今後は、市町村ごとの収納率を公表すべきと思いますがどうでしょうかという原稿を書いてきましたが、先ほどの資料に一覧表がつけてございました。ありがとうございます。それでは、全国平均に比べ岩手県はどういう状況にあるのかお知らせください。

最後に、滞納者の特徴など共通要因はあるのかどうか、収納率の高い自治体の対応事例や収納率が低く対応に苦慮している事例などお伺いいたします。

以上でございます。

議長（佐々木幸夫君） 川口事務局長。

事務局長（川口展世君） 佐藤ケイ子議員のご質問にお答え申し上げます。

県内における資格証明書の交付状況はどうかとのご質問であります。本年2月1日現在、資格証明書交付の実績はございません。また、短期保険証の発行状況であります。平成21年8月1日時点では833件の交付がありました。本年2月1日現在の交付件数は282件となっております。

次に、人間ドックの助成に係る県内市町村の取組状況と今後の傾向についてであります。人間ドックの実施状況につきましては、平成20年度が10市町村であり、平成21年度が13市町村となっております。今年度、特別調整交付金の対象として広域連合が補助している市町村は2市となっております。また、平成22年度において実施を予定している市町村は14市町村であり、そのうち特別調整交付金の対象となる市町村は2市、検討を進めている市町村

は3市町村と伺っております。

今年度、追加実施しております2市につきましては、平成21年度特別会計補正予算及び平成22年度当初予算において、後期高齢者医療制度特別対策補助金として予算計上させていただいております。現在、来年度の実施に向けて検討を進めております市町村につきましても、補正予算で対応することとしております。

国としては、広域連合の事業展開に支障が生じないように交付基準額を引き上げるとともに、今後とも、長寿・健康増進事業として助成を継続することとしておりますことから、各市町村と連携を密にしながら、人間ドックの実施に向けた取り組みにさらに努力してまいりたいと考えております。

次に、広域連合における健康診査の受診率向上計画についてであります。平成20年度は制度開始の初年度であり、健康診査が市町村の実施義務から広域連合の努力義務となったことなどから、全国のほとんどの広域連合において、平成19年度の老人保健制度における基本健康診査受診率を下回る水準となっております。当広域連合においても、制度施行前の平成19年度受診率27%より6ポイントほど低い受診率21%となっております。また、後期高齢者医療制度の健康診査は、生活習慣病の早期発見により適正な医療につなげ、重症化を予防する観点から重要であり、健康診査の実施体制のさらなる充実を図っていく必要があります。このような趣旨を踏まえ、健康診査の受診率向上計画を策定するものであります。

この計画の策定に当たりましては、広域連合が市町村等と協議のうえ、策定することとされておりますことから、昨年12月下旬に、当広域連合の業務運営委員会保健事業部会において、受診率の向上の個々具体的な取り組みについて、市町村、岩手県、国保連や予防医学協会の保健事業の担当者の方々から、個々具体的なご意見等をいただいたところであります。

平成22年度の目標受診率を平成19年度の基本健康診査の受診率と同水準の27%とすることや、健診受診見込み者数を4万5,360人とすることなどに加え、市町村の広報や町内会の地区だよりなどの活用により、健診日程などをきめ細かに周知すること、健診会場の増設や健診期間の延長など健診機会の拡充を図ること、各健康保険が行っている特定健診や市町村が行っているがん検診等の他の健診と同時に実施することにより、被保険者の利便性の向上を図ることなど、地域の実情に応じた具体策を掲げ、目標受診率の達成に向け市町村との連携を図りながら、鋭意取り組んでいくこととしております。

次に、医療費の動向についてであります。先ほど佐藤ケイ子議員から資料として載っているということで、ここの部分については割愛というお話でございましたので、その部分に

については若干触れさせていただきまして、お答えをさせていただきたいと思っております。

先ほど、佐藤議員からのご指摘、ご説明がございましたが、平成20年度における市町村ごとの1人当たりの医療給付費は、県平均が59万5,526円であり、最高が盛岡市の74万5,456円、最低が野田村の43万8,792円となっております。盛岡市、雫石町、矢巾町及び滝沢村の4市町村は、県平均の1.2倍超、釜石市と紫波町が1.1倍ほどで、医療機関等の多い盛岡二次保健医療圏の医療給付費が、県平均の医療給付費を上回る状況となっているところであります。

次に、医療費に応じた保険料率を考慮しなくてもよいものかとお尋ねではありますが、高齢者の医療の確保に関する法律の附則第14条の規定により、被保険者に係る療養の給付等に要する費用の額が著しく低い市町村の保険料については、平成20年4月1日から起算して6年以内において、不均一の保険料率を設定できるものであります。この基準については、平成15年度から平成17年度までの3年間の市町村1人当たり平均老人医療給付費が、当該期間における広域連合の地区全体の1人当たり平均老人医療給付費に対し20%以上低いこととされているものであり、田野畑村だけが制度施行時の特例として該当しているところでございます。

こうした医療費格差というものはございますが、これを広域連合としてやるということになりますと、やはり各市町村の負担という部分がかなり大きなものになってくることから、国がこういう基準を設けて実施しているところでございますので、ご了承をいただきたいと思います。なお、高齢者の医療の確保に関する法律第104条第2項ただし書きの規定により、離島その他の医療の確保が著しく低い市町村につきましては、不均一の保険料率を設定できますことから、全市町村に調査照会いたしましたが、該当する市町村はございませんでした。

次に、保険料の収納状況についてでございますが、平成20年度決算時点の保険料の収納率は県平均が99.2%であり、市町村ごとの収納率は最高が100%、最低が97.85%となっております。市町村ごとの収納率につきましては、保険料の徴収事務が市町村事務でありますことから、市町村には収納率の向上対策として情報の提供をし、公表をしているところでございます。また、全国の収納率との比較につきましては、国から都道府県ごとの速報値のみが平成22年2月2日現在で公表されており、本県は全国では10番目に位置しております。なお、北海道・東北ブロックでは、山形県が3位、秋田県の7位に次ぎ10位になっているところであります。

次に、保険料収納の対応状況についてでございますが、平成20年度、21年度の保険料率の

算定に用いた予定収納率98.45%を下回るところがあり、保険料は高齢者医療制度を支える重要な収入でありますことから、当広域連合では、昨年10月に県及び市町村と協議し、収納対策実施計画を定め、関係市町村との連携を図りながら、協働して収納対策及び滞納整理を進めているところでございます。この収納対策実施計画に基づき、広域連合では好事例を集めて市町村に提供しているところであります。事例を挙げますと、督促や催告文書を送付したときは、その文書が到達した日を見計らって電話催告をすることや、納付期限や納付額を忘れていた高齢者の方が多いことから、広報の活用のほかに個別に連絡するなど、地道に丁寧な働きかけを続けることが収納につながる内容となっております。

なお、市町村が対応に苦慮する事例につきましては、市町村民税等での対応と同様に、担当職員と会っていただけないことや、担当者から説明を聞いていただけないことなどが挙げられております。滞納者の特徴等共通の要因についてであります。滞納される方の生活事情はさまざまであり、共通要因をくくることは難しいところでありますが、保険料を滞納される方は、あわせて市町村民税などを滞納される方が比較的多いという傾向がございます。

以上、ご質問にお答え申し上げます。

議長（佐々木幸夫君） 佐藤ケイ子さん。

4番（佐藤ケイ子君） ありがとうございます。

資格証明書については発行していないということ、そしてまた短期保険証の発行状況もかなり減っているということで、これは市町村が細かく対応している実績なんだろうなというふうに思って、いい傾向だなというふうに安心いたしました。それから、人間ドック助成や健康診査についても、積極的に今後も市町村と取り組みを進めていくというご回答がありましたので、これもさらなる努力をお願い申し上げたいというふうに思っているところでございます。

さて、医療費の格差については、不均一地域の定義ということが法律では決まって制度を開始したわけですけれども、実際に本当に20%が基準でいいのかどうかというのは、私はちょっと疑問にも思っています。高い医療を受けられるところ、受けられないところ、あとは所得の格差にもよってこの医療を受けられる、受けられないというのものもあるかもしれませんが、この制度の中では相互扶助の精神ですから、保険料に格差をつけるということはいかならないことなんでしょうけれども、例えば私は収納率を頑張っているところとか、健康増進事業に対しての市町村への配慮と申しますか、助成とか収納率対策の人件費分とか、いろいろな形で市町村への配慮をするべきではないか、というふうに思っておりますので、

そのような何らかの対応策というのはないのかどうか、もう一度お伺いして質問を終わります。

議長（佐々木幸夫君） 川口事務局長。

事務局長（川口展世君） 先ほど、答弁の中で誤りがございましたので訂正をさせていただきます。

先ほど、医療給付費の最高のところが盛岡市ということで74万5,456円と申し上げましたが、資料の中では矢巾町が76万2,122円でございますので、訂正をさせていただきます。

それから、再度ご質問いただきました、何らかのそういった経費の格差の部分の対応でございますが、やはりこれを独自にやるということは、この制度自体が統一した国の制度としての医療制度でございますので、そういう趣旨は十分理解しているところでございますが、何とぞ国の制度の中で運用していくということで、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

〔「終わります」の声あり〕

議長（佐々木幸夫君） 以上で、佐藤ケイ子さんの質問を終わります。

議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（佐々木幸夫君） 日程第6、議案第1号「岩手県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

川口事務局長。

事務局長（川口展世君） それでは、議案書の1ページから4ページをご覧くださいと思います。

議案第1号「岩手県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

国の例に準じ、職員の勤務時間を改めるほか、労働基準法の規定に基づき、1月に60時間を超える時間外勤務について時間外勤務手当の支給割合を改定するとともに、時間外勤務代

休時間を新設しようとするものであります。

改正の内容についてでございますが、この条例は、勤務時間、休日、休暇等に関する条例、給与に関する条例、それから育児休業等に関する条例の3本をまとめて一部改正する条例になっているところであります。

初めに、勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正についてでございますが、勤務時間の改定や時間外勤務代休時間の新設でございます。1日の勤務時間8時間を7時間45分に、それから1週間の勤務時間40時間を38時間45分に改めるものであります。1月に60時間を超える時間外勤務については、正規の勤務時間に勤務することを要しない日や代休として指定することができるように改めるものであります。

次に、給与に関する条例の一部改正につきましては、1月60時間を超える時間外勤務について、支給割合を100分の125から100分の150に引き上げるものであります。

次に、育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、勤務時間の改正に伴って、育児短時間勤務について所要の改正をするものであります。週20時間勤務あるいは24時間または25時間勤務について、週19時間25分、週19時間35分、週23時間15分または24時間35分に改めるという内容でございます。

平成22年4月1日から施行をするものでございます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（佐々木幸夫君） これより議案審議を行います。

議案第1号に対する質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木幸夫君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論には入ります。

討論の方、いませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木幸夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号「岩手県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例」を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（佐々木幸夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（佐々木幸夫君） 日程第7、議案第2号「岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

川口事務局長。

事務局長（川口展世君） それでは、議案書の5ページから6ページをご覧いただきたいと
思います。

議案第2号「岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する
条例」についてでございます。

平成22年度及び平成23年度の保険料率の改定に伴い、所要の改正をしようとするもので
あります。

平成22年度及び平成23年度における所得割率を0.0662に、均等割額を3万5,800円とする
ものであります。これは、平成20年度及び平成21年度の所得割率、均等割額と同率同額と
しようとするものであります。また、田野畑村の所得割率を0.0617に、均等割額を3万
3,318円に改めるものでございます。

平成22年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（佐々木幸夫君） これより議案審議を行います。

議案第2号に対する質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木幸夫君） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木幸夫君） これにて討論を終結します。

これより議案第2号「岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（佐々木幸夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（佐々木幸夫君） 日程第8、議案第3号「岩手県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

川口事務局長。

事務局長（川口展世君） 議案書の7ページから13ページをご覧いただきたいと思います。7ページでございます。

人事院の給与勧告に伴い、国や県の例に準じ、一般職の職員の給料月額及び手当の額を改正しようとするものであります。平成21年11月30日に専決処分をしたものでございますので、ご報告し、ご承認を求めるものであります。

給与の改正につきましては、民間給与との格差の大きさ等を考慮し、初任給を中心とした若年層を除き、月例額を平均0.2%引き下げるものであります。住居の手当の廃止につきましては、新築または購入された住宅で5年間支給される住宅手当の廃止であります。それから、期末勤勉手当の引き下げについてであります。民間支給割合に見合うように年間0.35月分の引き下げでございます。0.35月分の引き下げのうち0.2月分の引き下げについては、平成21年6月に実施済みでございます。

施行期日は、平成21年12月1日から施行しているものでございます。ただし、第2条に規定しております6月に支給する期末手当については、平成22年4月1日から施行するものであります。当広域連合の職員は、市町村から派遣されておりますので、直接この専決の適

用を受けるものではございませんが、国・県の例に準じて専決をさせていただいたところでございます。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（佐々木幸夫君） これより議案審議を行います。

議案第3号に対する質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木幸夫君） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木幸夫君） これにて討論を終結します。

これより議案第3号「岩手県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」を採決いたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（佐々木幸夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は承認することに決しました。

議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（佐々木幸夫君） 日程第9、議案第4号「平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

川口事務局長。

事務局長（川口展世君） 14ページをご覧いただきたいと思います。

議案第4号「平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）」について、ご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,037万5,000円を追加し、総額

を4億677万6,000円とするものであります。

詳細につきましては、事務局の担当課長よりご説明を申し上げます。

議長（佐々木幸夫君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤隆治君） 平成21年度一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

平成21年度の補正予算に関する説明書、4ページ、5ページをご覧いただきたいと存じます。

歳入でございます。

1款1項1目市町村負担金は、事務費負担金の所要額の精査に伴います減額であります。

2款2項1目総務費国庫補助金は、高齢者医療制度の円滑な運営のための対策の充実のために、その財源に充てるため交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の額の確定に伴います増額の補正を行うものでございます。

6ページ、7ページをご覧いただきたいと存じます。

歳出であります。

2款1項1目一般管理費でありますけれども、19節負担金は、市町村派遣職員の人件費でございます。701万円を減額するものであります。25節積立金は、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を積み立てするため、後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金を計上したものでございます。なお、積み立てた基金は、低所得者の保険料軽減対策に充てるため、特別会計に繰り入れすることとなるものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（佐々木幸夫君） これより議案審議を行います。

議案第4号に対する質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木幸夫君） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木幸夫君） これにて討論を終結します。

これより議案第4号「平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）」を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（佐々木幸夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（佐々木幸夫君） 日程第10、議案第5号「平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

川口事務局長。

事務局長（川口展世君） 17ページをお開きいただきたいと思います。

議案第5号「平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」について、ご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,723万8,000円を追加し、総額を1,336億1,045万1,000円とするものであります。

詳細につきましては、事務局の担当課長よりご説明を申し上げます。

議長（佐々木幸夫君） 及川業務課長。

業務課長（及川重彦君） 引き続き、議案第5号特別会計補正予算（第4号）について、ご説明を申し上げます。お手元の議案書17ページから19ページまでをお開きいただきますとともに、あわせて、お配りしてございます別冊の資料、平成21年度補正予算に関する説明書をご参照いただき、この別冊資料9ページ以下の補正予算に関する事項別明細書をご覧いただきながら、本件補正予算の歳入歳出の内訳のあらましを説明させていただきます。

まず、議案書の18ページをお開きください。

初めは、歳入でございます。

第1款市町村支出金につきましては、1,200万円の減額でございます。これは、構成市町村からの事務費負担金の減額によるものでございます。

第2款国庫支出金につきましては、国からの特別調整交付金615万6,000円が増額されたものでございます。

第8款繰入金については、4,308万2,000円の増額でございます。歳出見込みの増に対応するため、後期高齢者医療制度臨時特例基金から同額を繰り入れるものでございます。

次に、歳出でございますが、こちらは別冊の事項別明細書により、ご説明を申し上げたいと思います。

別冊の説明資料、見開きになります。16、17ページをお開きください。

第1款総務費については、1,395万9,000円の減額でございます。これは、17ページの上方の説明欄でございますとおり、広域連合電算処理システムの管理事務費など、事業経費の確定による調整をしたものであります。

第2款保険給付費については、給付実績の動向を踏まえまして、4,737万4,000円を増額するものであります。

第1項療養諸費については、1目療養給付費において給付区分の費目間の調整を行い、2目訪問看護療養費は1,181万6,000円を増額し、国保連合会に支払う4目審査支払手数料は909万8,000円を増額することにより、合わせまして2,091万4,000円の増額となります。同様に、3項葬祭費については、2,646万円を増額するものであります。

第5款保健事業費については、2目健康保持増進事業費におきまして、人間ドック等を実施する市町村への補助金として525万円を増額するものなどであります。

次に、お手元の別冊資料18、19ページにお移りください。

第9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金については、3目保険料還付金におきまして、市町村が還付します徴収済みの平成20年度保険料分として2,445万5,000円を計上するものであり、これに伴いまして第10款予備費を同額、2,445万5,000円減額するものであります。

以上、第5号議案についてご説明を申し上げました。よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（佐々木幸夫君） これより議案審議を行います。

議案第5号に対する質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木幸夫君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木幸夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号「平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（佐々木幸夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（佐々木幸夫君） 日程第11、議案第6号「平成22年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

川口事務局長。

事務局長（川口展世君） それでは、議案書の20ページをお開きいただきたいと思います。

議案第6号「平成22年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について、ご説明を申し上げます。

本予算は、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,288万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事務局の担当課長よりご説明を申し上げます。

議長（佐々木幸夫君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤隆治君） 平成22年度一般会計予算について、ご説明いたします。

議案書21ページ、22ページ、また、平成22年度の予算に関する説明書4ページ、5ページをご覧くださいと思います。

最初に、歳入であります。

1款1項1目市町村負担金2億400万円は事務費負担金であります。事務経費及び市町村派遣職員人件費の負担金であります。平成22年度におきましては、市町村職員22名の派

遣を予定しているところでございます。

2款1項1目及び3款1項1目保険料不均一賦課負担金111万8,000円は、田野畑村に係る不均一賦課分の国庫及び県負担金であります。

5ページから6ページ、7ページに移っておりますので、お開きをいただきたいと思います。

6款1項1目基金繰入金408万9,000円は、地方財政法第7条第1項の規定により、平成20年度繰越金の2分の1に相当する額を財政調整基金に積み立てていたものを繰り入れするものでございます。

7款1項1目繰越金100万円は、平成21年度の繰越金を見込んでいるものでございます。

8款2項3目雑入156万円は、職員住宅及び職員駐車場の借用に係る個人負担分でございます。

10ページ、11ページをご覧いただきたいと存じます。

歳出でございます。

1款1項1目議会費は、議会運営に係る経費として、21年度の決算見込みから所要額を計上したものでございます。

2款1項1目一般管理費は、広域連合の事務局運営に係る経費として計上しているものでございます。主な経費といたしまして、3節職員手当は、時間外勤務手当、寒冷地手当、管理職手当等でございます。14節使用料及び賃借料は、事務用パソコン、事務室、職員住宅等の借上料と賃借料でございます。19節負担金、補助及び交付金は、派遣職員の人件費負担金であります。一般管理費につきましても、平成21年度の支出見込みから所要額を計上したものでございます。

12ページ、13ページをご覧いただきたいと存じます。

2款2項1目選挙管理委員会費は、住民から直接請求がなされた場合、選挙管理委員会を開催する必要がありますことから、所要額を計上しているものでございます。

2款3項1目監査委員費は、例月出納検査及び定例監査等に要する経費を計上したものでございます。

3款1項1目老人福祉費は、田野畑村の保険料の不均一賦課に係る国庫及び県負担金の相当額を計上したものでございます。なお、平成22年度、23年度の保険料率改定に伴う不均一賦課の保険料率も改正されましたことから、減額となっているものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

ます。

議長（佐々木幸夫君） これより議案審議を行います。

議案第6号に対する質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

佐藤ケイ子さん。

4番（佐藤ケイ子君） 歳出の2款総務費、総務管理費、人件費のことなんですけれども、今度は職員数22人でみているようなんですけれども、この職員数での今後の業務の運用状況をお知らせいただきたいんですね。毎年、人数が減っていますよね。当初から毎年減っていますけれども、新年度の特徴的なその変更点というか、人数を減らしてどのようにして運営していくのかお伺いいたします。

議長（佐々木幸夫君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤隆治君） ご質問にお答え申し上げます。

まず、監査委員の方から「市町村の職員派遣については非常に苦しい状況にある。そのことに伴いまして、できるだけアウトソーシングできるような業務については委託をするように」というご指導がまず1点ございます。

平成21年度につきましては、特に保険料算定という大きな事務がございましたので、システム対策室等を設置いたしまして、その対策に当たっていたところでございます。来年度につきましては、大きなところを越えたといえますか、制度が安定して運営がなされてきているということから、そのシステムの管理について委託できる部分を見出して、その分として1名を減じようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐々木幸夫君） その他ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木幸夫君） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木幸夫君） これにて討論を終結します。

これより議案第6号「平成22年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（佐々木幸夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（佐々木幸夫君） 日程第12、議案第7号「平成22年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

川口事務局長。

事務局長（川口展世君） 議案書の23ページをお開き願います。

議案第7号「平成22年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について、ご説明を申し上げます。

本予算は、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,381億4,489万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事務局の担当課長よりご説明を申し上げます。

議長（佐々木幸夫君） 及川業務課長。

業務課長（及川重彦君） 引き続き、議案第7号平成22年度特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

議案書のほうは23ページでございます。

歳入歳出予算につきましては、ただいま局長がご説明いたしましたとおり、それぞれ歳入歳出1,381億4,489万4,000円と定めるものでございます。

また、第2条におきまして、地方自治法第235条の3第2項の規定により、運営に要する経費として、一時借り入れするときの最高限度額を100億円と定めるものであります。

あわせて、第3条において、歳出予算の各項の経費について流用することができる場合として、同一款内でそれら経費の各項間での流用を行うことができるものとして、

引き続き、議案書の24ページをお開き願います。

まずは、歳入の概要からご説明を申し上げます。

第1款市町村支出金に225億8,966万2,000円がありますが、これは市町村の事務費負担金、保険料等負担金及び療養給付費負担金の合計額であります。

第2款国庫支出金に465億2,759万1,000円がありますが、内訳は、国庫負担金として療養給付費負担金及び高額医療費負担金が330億7,727万3,000円、国庫補助金として調整交付金及び保健事業補助金などが134億5,031万8,000円、これらの合計額でございます。

第3款県支出金に111億9,576万5,000円がありますが、これは療養給付費及び高額医療費についての県負担金の合計額であります。

第4款支払基金交付金に568億1,439万2,000円がありますが、これは社会保険診療報酬支払基金から交付される財政支援金であります。

第5款特別高額医療費共同事業交付金に270万円がありますが、これは同事業を担当する国保中央会からの交付金であります。

第8款繰入金に223万7,000円がありますが、保険料不均一賦課に係る一般会計からの繰入金であります。

第9款繰越金がありますが、これは平成21年度からの繰り越し見込みでございます。

歳入の最後になりますが、第11款諸収入に9,136万円がありますが、内容は、預金利子のほか、第三者行為に係る交通事故損害賠償金などを含む雑入金などであります。

引き続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。

なお、歳出予算の内容の説明に当たりましては、別にお配りいたしました別冊、平成22年度予算に関する説明書により、特別会計予算に係る歳入歳出予算事項別明細書、こちらをご参照いただきながら、ご説明を申し上げます。

それでは、別冊資料の32、33ページをお開き願います。

第1款総務費に3億1,156万8,000円あります。この内訳として、第1項総務管理費は、33ページ側の説明欄に記載してございますとおり、管理事務経費のほか、広域連合と市町村とを結ぶ電算システムの保守等の委託料や、レセプト、診療報酬明細書の審査等に要する経費などありますので、お目通しをいただきたいと存じます。

次に、第2項賦課徴収費に53万7,000円ありますが、これは高齢者医療の被保険者となる被扶養者であった方の情報を作成するための委託料や、市町村との事務協議経費であります。

資料の34、35ページをお開き願います。

第2款保険給付費は、総額1,374億324万6,000円であります。これは、療養給付費や訪問看護療養費などのほか、国保連合会に支払います審査支払手数料を含めた療養諸費、高額療養費及び高額介護合算療養費からなる高額療養諸費、葬祭費についての所要額の合計額でございます。

資料の36、37ページをお開き願います。

第3款県財政安定化基金拠出金に1億2,618万4,000円あります。これは、広域連合の財政の安定化を図るため、給付費の増加などのリスクに備えて、県に設置する財政安定化基金に積み立てをしようとするものであります。

第4款特別高額医療費共同事業拠出金に1,212万円あります。これは、国保中央会が行う同事業に拠出するものでございます。

第5款保健事業費に2億5,031万6,000円ありますが、関係市町村と共同で行います健康診査事業や、人間ドック等に係る健康増進事業への補助金などであります。

第8款公債費に1,082万2,000円ありますが、一時借入金の利子でございます。

資料の38、39ページをお開き願います。

第9款諸支出金に2,010万1,000円ありますが、これは保険料還付金等でございます。

最後に、第10款予備費は1,000万円を計上しております。

ここまでが歳出でございます。

以上、議案第7号平成22年度特別会計予算について、ご説明を申し上げました。よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（佐々木幸夫君） これより議案審議を行います。

議案第7号に対する質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

長門孝則君。

5番（長門孝則君） ちょっとこまいことで恐縮なんですけれども、29ページの一般会計の繰入金223万7,000円があるんですが、一般会計の繰出金のほうは223万8,000円、1,000円違うので、やはり合わせておいたほうがいいんじゃないかなと思いますがいかがですか。

議長（佐々木幸夫君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤隆治君） お答えを申し上げます。

実際には円単位の金額になります。ですから、端数の処理の関係で、歳入歳出1,000円ずつ違うような形にせざるを得なくなっているところがございます。

以上でございます。

議長（佐々木幸夫君） 長門孝則君。

5番（長門孝則君） 四捨五入の関係でこう違うのかなと、そこはわかっているんですよ。だから、その上でやはり出るほうと入るほうは1,000円であっても合わせておくべきだと、そういうふうに思います。

〔発言する者あり〕

5番（長門孝則君） 別にいいです、気がついてもらえれば。

〔発言する者あり〕

議長（佐々木幸夫君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤隆治君） 長門議員もわかっているということでお話をちょうだいしましたが、実際のお金は223万7,348円という円単位のお金でございました。したがって、歳入に関しては切り上げてということではできませんので、千円未満を切らざるを得ない。逆に、歳出については切り上げなければならないということで、そのとおり1,000円の違いが生じます。

今後の課題として、計上する場合、どういう方法があるのかということを検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（佐々木幸夫君） よろしゅうございますか。

〔「はい」の声あり〕

議長（佐々木幸夫君） そのほかありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木幸夫君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木幸夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号「平成22年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（佐々木幸夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

議長（佐々木幸夫君） 以上をもって日程は全部終了しました。

これをもって今期定例会を閉会します。

ご苦労さまでございました。

閉会 午後 3時35分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 佐々木 幸 夫

署名議員 濱 欠 明 宏

署名議員 佐 藤 ケイ子